



熊労基発 0521 第 1 号
平成 30 年 5 月 21 日

熊本県 土木部長 殿

熊本労働局労働基準部長



建設工事における労働災害防止対策における留意事項について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、労働災害防止対策の推進につきましてご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、平成 29 年の熊本県における休業 4 日以上の労働災害発生件数は 1937 件と平成 26 年から 4 年連続の増加となっており、建設業においては、401 件が発生し、全体の 20% を占める状況です。死亡災害についても、22 人が亡くなり前年の 16 人を大きく上回る状況となっています。特に建設業においては、13 人の方が亡くなっており、死亡災害の過半数を占めている状況です。

このような中、熊本労働局管内の公共工事において、足場にかかる墜落・転落災害防止対策に有効な「手すり先行工法」の採用が行われず、「より安全で十分な対策」が講じられていない可能性のある公共工事が見受けられるなどしております。

墜落・転落災害は、建設業における 3 大労働災害の中でもトップを占めるものであり、足場設置について、より安全な施工対策である手すり先行工法の導入は不可欠なものとなっています。熊本労働局では、既に、平成 21 年 5 月 8 日付け熊労収基第 649 号の 3 をもって熊本県内各市町村長に「手すり先行工法」導入の積極的導入を要請しております。

国土交通省においては、平成 15 年 3 月に直轄工事の足場設置は、足場からの墜落事故防止重点対策として「手すり先行工法」による設置を指示し施工しており、同省の平成 28 年度版の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）においても、「手すり先行工法等に関するガイドライン」による足場設置を定めています。

また、昨年、熊本労働局管内では、作業場所と車両系荷役運搬機械の通行路が交差する箇所では車両系荷役運搬機械が労働者に激突する死亡災害、車両系建設機械の作業範囲内で同機械が労働者に激突する死亡災害（別紙参照）が発生しております。これらの労働災害の発生原因としては、工事間の連絡調整の不備、作業計画の周知不足、誘導員の未配置などが考えられます。

現在、熊本県内において、平成 28 年熊本地震の復旧・復興工事をはじめとして多くの工事が行われており、工事場所が混在、交差する状況下での建設工事も多数見受けられる状況です。

つきましては、各機関が発注される公共工事について、「より安全で十分な対策」

である「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく工法の採用と、その対策に必要な経費の確保について御配慮いただきますようお願いいたします。また、貴職管下の公共工事発注並びに監理に際して、混在作業等での労働災害防止のため下記1及び2についてご留意いただき、下記3について請負事業に指導を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 1つの場所において工事を2以上の請負人に工事を請け負わせている場合は、労働安全衛生法第30条第2項により、複数の請負人の中から、「統括安全衛生管理義務者」を指名し、以下の事項を行わせること。

- ① 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- ② 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- ③ 作業場所を巡視すること。
- ④ 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- ⑤ 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人が労働安全衛生法又は労働安全衛生法に基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

2 隣接・近接場所等で複数の請負人に工事を発注し施工を行う場所（隣接・近接工事のほか、車両の通行路などが他工区内等を通行又は交差する工事等）については、上記1に準じて、関係する請負人の中から「統括安全衛生管理義務者」に準じる請負人を指名して上記1事項を行わせること。

3 各工事請負業者への指導の徹底

- ① 労働者に対して、混在作業場所、隣接作業場所での機械等との接触による災害防止の徹底を指導すること。（作業計画の周知、立入禁止箇所明示、監視員、誘導員の配置、合図統一等）
- ② 朝礼、工程打ち合わせ等、労働者の集まる機会などをとらえ労働災害防止の周知・徹底を指導すること。
- ③ 新規入場者教育、危険作業従事者に対する安全教育の実施や能力向上教育実施の徹底を指導すること。
- ④ 事業場トップのパトロール実施など労働災害防止の徹底について直接労働者に機会を設ける等の呼び掛けを行う機会を設ける等の指導を行うこと。

* 参考1

平成30年度の建設業における安全衛生対策の推進に係る協力要請について

* 参考2

手すり先行工法等に関するガイドライン

* 参考3

元方事業場による建設現場安全管理指針
様式事例

担当

熊本労働局労働基準部健康安全課
産業安全専門官 新 門
電話 096-355-3186

災害事例Ⅰ 発生状況

道路標識設置工事の誘導員が、隣接する道路改修工事に山砂を後進して運搬中の10トンダンプトラックに激突され死亡したもの。

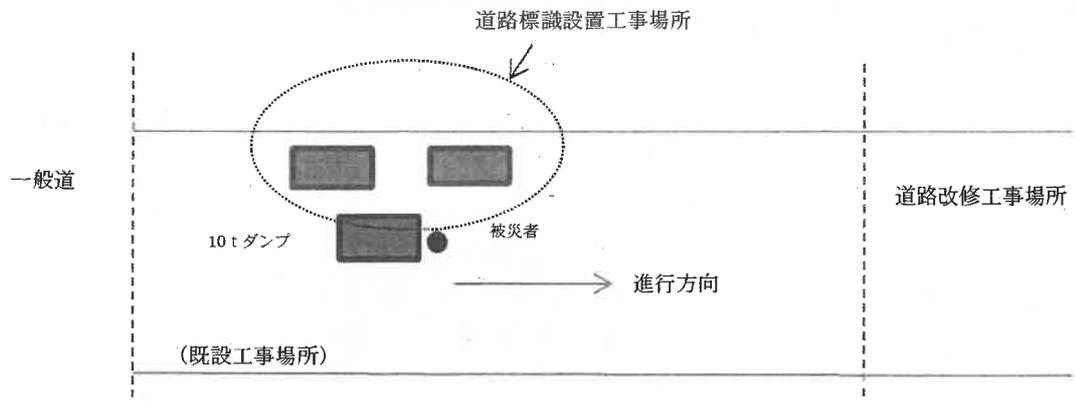
道路標識設置工事の作業場所と隣接する道路改修工事関係の資材運搬路は交差する状態であった。

発生原因

- (1) 10トンダンプトラックと関係労働者が接触する危険のある場所について、
 - ① 接触防止のため通行路を明確に定めること
 - ② 関係労働者の立ち入りを禁止すること
 - ③ 誘導員を配置し10トンダンプトラック及び関係労働者誘導すること
 等の措置を講じることなく作業を行わせたこと。
- (2) 隣接する工事現場間での、作業間連絡及び調整が十分に行われていなかったこと。

再発防止対策

- (1) 作業場所の混在、交差等の場所については、機械の作業範囲（通行路）を明確に定めること。
- (2) 労働者と接触する危険のある場所については、立入禁止の措置、誘導員を配置して誘導を行わせること。
- (3) 機械の作業範囲（運行経路）を示した作業計画を策定し、隣接・近接する工事現場間での作業間連絡及び調整が行い、関係労働者に十分周知すること。



災害事例Ⅱ

発生状況

マンション新築工事現場内において、タイヤローラー（車両系建設機械締固め用機械）を使用して駐車場のアスファルトの締固め作業中、後進して作業を行っていたタイヤローラーが関係労働者に激突し、関係労働者が死亡したものの。

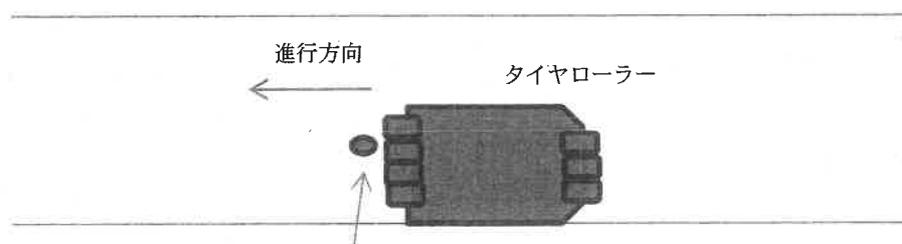
発生原因

- (1) タイヤローラーと関係労働者が接触する危険のある場所について、
 - ① 関係労働者の立ち入りを禁止すること
 - ② 誘導員を配置しタイヤローラー及び関係労働者誘導すること等の措置を講じることなく作業を行わせたこと。
- (2) タイヤローラーを使用する舗装作業について、作業計画の策定と関係労働者への周知が不十分であったこと。

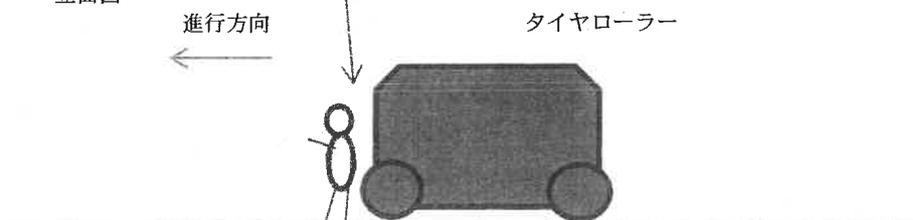
再発防止対策

- (1) タイヤローラーの作業範囲で労働者と接触する危険の場所については、立入禁止の措置、誘導員を配置して誘導を行わせること。
- (2) タイヤローラーの作業に関して、運行経路、作業方法などを示した作業計画を策定し、関係労働者に十分周知すること。

平面図



立面図



発注機関の長 殿

熊本労働局労働基準部長

平成30年度の建設業における安全衛生対策の推進
に係る協力要請について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年における熊本労働局管内の建設業における労働災害は、大幅に増加した平成28年を更に16.8%（平成30年3月8日付け速報値）上回るという危機的状況にあります。

平成30年度においても、多くの復旧工事等が発注され、家屋等の建築が急ピッチに行われると予想されていることから、建設業における安全衛生対策は、安心して働ける職場実現に必要な不可欠であることはもちろんのこと、建設業従事労働者の確保のためにも欠かすことができないものです。

熊本労働局では、平成30年度の労働安全衛生対策の推進に当たり、下記の取組を進めることとしています。

つきましては、趣旨御賢察の上、別紙一覧に記載された関係通達等に御配意いただき、直轄工事の受注者その他の建設業の事業者への周知等に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 足場等からの墜落・転落防止対策

- (1) 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）で規定された足場等からの墜落防止措置の遵守徹底を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく対策の実施を指導する。
- (2) 十分な敷地を確保できる場合は一側足場ではなく本足場を設置するよう指導する。
- (3) 足場の組立て等に当たっては、手すり先行工法の積極的な採用を促進する。

特に労働安全衛生法に基づく足場の計画届の受理時において足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく「より安全な措置」等を勧奨するほか、委託事業において、設置されている足場の診断・助言や「より安全な措置」等に関する研修会を実施する

2 その他の墜落・転落災害防止対策

- (1) 「墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会」検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令及び安衛則等の改正を平成30年度前半に、構造規格の改正を同年度後半に順次行う予定であり、その円滑な施行に向けて経過措置を含む事項の周知徹底を図る。
- (2) 橋梁工事の現場に対し労働安全衛生関係法令の遵守徹底を指導する。
- (3) 屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において足場の設置が困難な場合には、適切な安全带取付設備を設置して安全带の使用を徹底するよう指導する。
- (4) 休業4日以上の上り・転落災害においては、「はしご等」を起因物とするものが約3割を占めていることから、はしご等からの墜落・転落災害の防止に関するリーフレットを活用し、はしご等からの墜落・転落災害の防止について周知、指導を行う。

3 建設工事関係者連絡会議の運営

「建設工事関係者連絡会議の設置について」（平成26年4月11日基安発0411第1号）に基づき、都道府県単位及び地区単位の建設工事関係者連絡会議を都道府県労働局及び労働基準監督署において開催し、施工の安全衛生に配慮した発注、安全衛生経費の確保、統括安全衛生管理の徹底のための相互パトロール、安全衛生教育等について協議し、実行する。

建設工事従事者の安全と健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）及び建設工事に関する各種ガイドライン等についても周知するとともに、職長・安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育の参加勧奨、墜落防止用個人用保護具に係る安衛則改正等の周知について、公共工事発注機関等に協力を求める。

4 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及

コスモス導入企業の災害の減少率が建設業全体の減少率より19ポイント大きいデータがあることを踏まえ（下記アドレス参照）、建設事業者の的確な安全衛生管理活動を推進するため、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進を図る。普及に当たっては、上記3の建設工事関係者連絡会議等の機会を捉え、活用を図る。

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/cohsms/files/COHSMS_result.pdf

5 職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育の普及

「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」（平成 29 年 2 月 20 日基発 0220 第 3 号）に基づき、対象者に当該教育を受講させるよう、機会を捉えて発注者及び事業者に対し周知するとともに、参加勧奨についての要請を行う。また、当該教育の対象者が所属する事業場には、対象者に当該教育を実施し、又は安全衛生教育機関が実施する教育に参加させるよう勧奨を行う。

6 建設工事従事者教育の徹底

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」（平成 15 年 3 月 25 日基安発第 0325001 号）に基づき、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項についての教育の推進を図る。また、建設工事関係者連絡会議において、発注者等にも周知し、関係者の参加を勧奨する。

7 建設工事における安全衛生経費の確保対策

- (1) 建設工事における安全衛生経費の確保について、平成 27 年 6 月に厚生労働省と国土交通省の連名で作成したパンフレットを活用し、経費の積算に当たっては労働災害防止のために必要な経費を盛り込むことについて、建設事業者及び発注者に対して、建設工事関係者連絡会議等の場を活用し、周知、要請する。
- (2) 委託事業により、建設事業者を対象にした安全衛生経費の項目、見積り方法等を分かりやすく解説する啓発ガイドブックを作成し、説明会を開催する。

8 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業

建設業における労働災害の被災者の約 80%は、所属する店社の規模が 30 人未満であること等から、建設業労働災害防止協会に対し、平成 30 年度から中小専門工事業者の安全衛生活動を支援するための補助事業を実施する予定であり、その実施について適宜協力する。

9 外国人建設就労者等の労働災害防止対策

- (1) 外国人労働者（外国人建設就労者受入事業及び外国人技能実習制度による受入れ外国人を含む。）を雇用する事業場に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に示す安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示等について周知、指導する。
- (2) 外国人建設就労者については、厚生労働省と国土交通省の連名で作成したパンフレット「外国人建設就労者の労働災害の防止のために」を活用して周知徹底を図る。なお、外国人建設就労者については、委託事業において、外国人建設就労者及びその使用者を対象とした安全衛生に係る研修会を開催する。

10 各種ガイドライン等の周知徹底等

- (1) ずい道等建設工事における災害防止については、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」(平成 28 年 12 月 26 日基発 1226 第 1 号、平成 30 年 1 月 18 日基発 0118 第 1 号により改正)、「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」(平成 29 年 3 月 21 日基発 0321 第 4 号)及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成 12 年 12 月 26 日基発第 768 号の 2) について周知、指導する
- (2) 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」(平成 27 年 6 月 29 日基安安発 0629 第 1 号) 等に基づき、掘削工事現場を指導するとともに、建設工事関係者連絡会議等の機会を捉えて発注者等に対しても周知徹底を図る。また、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」(平成 27 年 6 月 29 日基安安発 0629 第 4 号) に基づく教育を受けた者が点検者となるよう、併せて指導する。
- (3) のり面保護工事等を行う事業者に対する集団指導や個別指導等の機会を捉え、安衛則に基づきロープ高所作業における危険の防止措置について周知、指導を行う。

11 転倒災害防止対策(「STOP! 転倒災害プロジェクト」)

引き続き転倒災害の防止を図るため、「今後の転倒災害防止対策の推進について」(平成 28 年 1 月 13 日基安安発 0113 第 5 号) に基づき、「STOP! 転倒災害プロジェクト」に沿って転倒災害防止のための周知、指導を行う。職場のあんぜんサイト内の「STOP! 転倒災害プロジェクト」特設サイトにおいて公表している、転倒災害防止のための教材等を周知するとともに、その活用を図る。

12 交通労働災害防止対策

建設業の死亡災害に占める交通事故の割合は近年増加しており、特に現場と事務所間の往復における死亡者数が過半数を占めていることから、交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号) の周知徹底を図る。

加えて、道路上で作業する労働者に反射材を貼付したベストを着用させるなど、視認性向上による交通労働災害の未然防止を促進する。

13 熱中症対策

平成 30 年度においても「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(5 月から 9 月まで、準備期間: 4 月) を実施するので、建設事業者等に対して、WBGT 値の把握及び低減対策の実施、休憩場所の確保や熱への順化を考慮した作業計画の策定、定期的な水分・塩分の摂取徹底、健康診断結果を用いた就業上の措置、作業開始前の健康状態の確認、作業を管理する者や労働者に対する労働衛生教育の実施等につ

いて周知、指導する。

また、熱中症予防対策に関する講習会を第一四半期から第二四半期を目処に実施する。

14 じん肺予防対策

- (1) 平成30年度から34年度を期間とする「第9次粉じん障害防止総合対策」の重点事項として、①屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策、②ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策、③呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進、④じん肺健康診断の着実な実施、⑤離職後の健康管理等を掲げており、引き続きこれらの対策を推進する。

また、解体作業等において、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクを外させることのないよう、防じんマスクの確実な使用を周知、指導する。

- (2) ずい道等建設工事に従事する労働者の健康管理の充実を図るため、当該労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を一元管理するためのシステム（ずい道等建設労働者健康管理システム）の構築及び運用を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を行う。

平成31年1月のシステム稼働に向けて、事業者がずい道等建設工事に従事する労働者の同意を得て、建設業労働災害防止協会に健康情報等を提供することが円滑に行われるよう周知する。

15 石綿健康障害予防対策

- (1) 建築物解体等作業を行う事業者への対応について、特に、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が事前調査を行うよう指導するほか、事前調査の結果に関する掲示、石綿含有成形板の手ばらし及び隔離空間からの石綿漏えい防止措置、除去後の包装の徹底を図る。

- (2) 建築物解体等作業の発注者への対応について、発出予定の改訂石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルの内容等について建設工事関係者連絡会議等の場も活用し、発注者に対して積極的に周知、要請を行う。

- (3) 石綿に係る新たな届出の義務付けを検討することとしており、関係規則の改正を行うこととなった場合には、地方公共団体とも連携して、必要な周知啓発を行う。

- (4) 今後、石綿使用建築物の解体等作業の増加が見込まれることを踏まえ、労働者の石綿健康障害防止対策の必要性等について、作成予定のリーフレットも活用し、国民・民間事業者等に対して幅広い周知を行い、個人を含む幅広い発注者の理解の醸成を図る。

16 移動式クレーン構造規格の改正

移動式クレーンについて、国際規格で認められている設計法の導入を図るとともに、つり上げ荷重が3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の過負荷を防止するための装置を義務付けること等により移動式クレーンの安全確保を一層推進するため移動式クレーン構造規格等が改正され、本年3月1日から適用される。改正規格等の円滑な施行を図るため、改正内容について、移動式クレーン製造者及びユーザーに対して周知徹底を図るとともに、改正構造規格に基づき、製造許可及び製造時等検査を適切に実施する

17 建設工事の現場等における荷役災害防止対策

建設工事の現場等において、荷役作業に従事する陸上貨物運送事業の労働者が死亡する労働災害が多発していることから、事業者が参集する機会を捉え、パンフレット等を活用し、荷役ガイドラインに基づく荷主等（荷主、配送先及び元請事業者等）としての取組の必要性を説明するとともに、荷役作業場所の確保等安全に荷役作業を行える状況の保持等について要請する。

18 化学物質による健康障害防止対策

- (1) 塗料等の掻き落とし作業について、鉛等有害物の有無等により工事に要する安全衛生経費は大きく変わることから、発注者に対し、有害物の有無等に応じた必要な安全衛生経費の積算等、必要な対応を行うよう求める。
- (2) 通風の不十分な場所における内燃機関の使用による一酸化炭素中毒が、公共工事も含め一定数見られることから、必要に応じて建設工事関係者連絡会議等の場を活用し、周知する。
- (3) 建設業においても、塗装など多くの化学物質を用いていることから、化学物質に係るリスクアセスメント等を実施するよう周知・指導する。その際、本年7月1日から「アスファルト」、「ポルトランドセメント」等がラベル表示、安全データシート交付及び化学物質リスクアセスメント実施の義務対象物質になることも併せて周知する。

19 熊本地震に関連する安全衛生対策

- (1) 熊本地震については、木造家屋の新築工事が増加するとともにマンション等のビル外壁の補修工事が進められていることから、これらの工事について、安全衛生が確保されるよう指導を徹底する。
- (2) 建築工事については、建築確認申請を受け付ける市町村、委託事業により設置される熊本地震復旧復興工事労災防止支援センター、木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会等と連携を図りつつ、必要な指導等を行う。
- (3) 木造家屋建築工事に対する指導に当たっては、「木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について」（平成8年11月11日基発第660号

の2)に基づき、足場先行工法等による工事の実施、安全衛生管理体制の整備等について指導する。墜落・転落災害防止対策については、1及び2を踏まえ実施する。

- (4) 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事については、墜落・転落災害防止対策に重点を置くとともに、クレーン等作業、土工事、杭工事等の安全対策の徹底を図る。
- (5) 生活基盤の復旧工事等に対する指導に当たっては、特に、重機による災害、墜落・転落災害、土砂崩壊災害等重篤な災害につながりやすい労働災害の防止を図る。このうち道路復旧工事等では、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」で定められた各種措置の実施について、建設工事関係者連絡会議や「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議」等の場を活用し、関係発注機関等の取組を促進する。
- (6) 復旧・復興工事等における上下水道やガス、電気等のインフラ整備に伴う小規模な溝掘削工事においては、土砂崩壊災害を防止するため、引き続き、関係発注機関等に対して「土止め先行工法」の更なる普及に努めるよう働きかける。
- (7) 復旧・復興工事において新規参入者等に対する安全衛生教育が確実に実施されるよう指導するとともに、委託事業において実施する巡回指導のほか、新規参入者等、専門工事業者の安全衛生管理担当の責任者等、中小総合工事業者の管理監督者等に対する安全衛生教育の活用を図る。

20 一人親方等の安全衛生対策

建設業に従事する一人親方等の死亡災害の把握に努める。また、平成30年度から、委託事業により建設業の一人親方等に対する安全衛生対策に係る研修会を実施する。

21 伐木等作業の安全対策

伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書が本年3月に報告書を取りまとめられたところであり、これを受けて平成30年度に伐倒時の立入禁止、かかり木処理の禁止事項等の安衛則等の改正を予定している。建設業においても少なからず伐木作業における死亡災害が発生しているため、円滑な施行のため、改正内容の周知を図る。

22 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

建設業においても精神障害が多く発生しており、建設業の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組割合が51.0%と低調であることから、引き続き、ストレスチェック制度の実施の徹底を図るとともに、建設業労働災害防止協会とも連携して、建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策の取組の普及を図る。

23 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行

建設職人基本法に基づく都道府県計画を策定する都道府県に対し、管内の労働災害発生状況の分析結果、国が実施する施策等に係る情報について積極的に提供するなど、連携を強化する。

平成30年度の建設業における労働安全衛生対策の関連通達等一覧

- 1 足場等からの墜落・転落防止対策
 - ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成27年3月31日基発0331第9号）
 - ・足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について（平成27年5月20日基安発0520第1号）
 - ・「手すり先行工法に係るガイドライン」について（平成21年4月24日基発第0424001号）
- 2 その他の墜落・転落災害防止対策
 - ・足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて（平成26年3月10日基安安発0310第1号）
- 3 建設工事関係者連絡会議の運営
 - ・建設工事関係者連絡会議の設置について（平成26年4月11日基安発0411第1号）
- 4 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及
 - ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）
 - ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について（平成18年3月17日基発第0317007号）
- 5 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策
現時点では、関連通達は特になし。
- 6 職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育
 - ・職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について（平成29年2月20日基発0220第3号）
- 7 建設工事従事者教育の徹底
 - ・建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について（平成15年3月25日基安発第0325001号）
- 8 建設工事における安全衛生経費の確保対策
 - ・元請負人及び下請負人の中での労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者

の明確化に係るパンフレットの作成について（平成 27 年 6 月 15 日基安発 0615 第 1 号）

9 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業

現時点では、関連通達は特になし。

10 外国人建設就労者等の労働災害防止対策

- ・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年 8 月 3 日厚生労働省告示第 276 号）

11 各種ガイドライン等の周知徹底

- ・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の策定について（平成 28 年 12 月 26 日基安安発 1226 第 1 号、平成 30 年 1 月 18 日基発 0118 第 1 号により改正）
- ・「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」の策定について（平成 29 年 3 月 21 日基発 0321 第 4 号）
- ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 12 年 12 月 26 日基発第 768 号の 2）」
- ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について（平成 27 年 6 月 29 日基安安発 0629 第 1 号）
- ・斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について（平成 27 年 6 月 29 日基安安発 0629 第 4 号）
- ・ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（平成 27 年 8 月 5 日基発 0805 第 1 号）

12 転倒災害防止対策（「STOP！転倒災害プロジェクト」）

- ・今後の転倒災害防止対策の推進について（平成 28 年 1 月 13 日基安発 0113 第 5 号）

13 交通労働災害防止対策

- ・交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 20 年 4 月 3 日基発第 0403001 号）
- ・交通労働災害防止対策の推進について（平成 27 年 3 月 13 日基安発 0313 第 1 号）
- ・建設業における交通労働災害防止対策の徹底について（平成 27 年 8 月 6 日基安安発 0806 第 1 号）

14 熱中症対策

- ・「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について（平成 30 年 2 月 28 日基発 0228 第 1 号）

- ・職場における熱中症の予防について（平成 21 年 6 月 19 日基発第 0619001 号）
- 15 じん肺予防対策
- ・第 9 次粉じん障害防止総合対策の推進について（平成 30 年 2 月 9 日基発 0209 第 3 号）
- 16 石綿健康障害予防対策
- ・石綿ばく露防止対策の推進について（平成 17 年 7 月 28 日基発 0728008 号）
- 17 移動式クレーン構造規格の改正
- ・クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部改正について（平成 30 年 2 月 26 日基発 0226 第 1 号）。
- 18 建設工事の現場等における荷役災害防止対策
- ・陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号）
 - ・荷役作業場所のチェックリスト（平成 27 年 8 月 27 日基発 0827 第 8 号別添）
- 19 化学物質による健康障害防止対策
- ・鉛等有害物を含む塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成 26 年 5 月 30 日基安労発 0530 第 1 号、基安化発 0530 第 1 号／基安労発 0530 第 3 号、基安化発 0530 第 3 号）
 - ・建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成 10 年 6 月 1 日基発第 329 号の 1）
 - ・一酸化炭素中毒による労働災害の発生状況等について（平成 28 年 12 月 6 日基安化発 1206 第 1 号）
 - ・建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成 9 年 3 月 25 日基発第 197 号）
 - ・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について（平成 26 年 1 月 10 日基発 0110 第 1 号）
 - ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について（平成 26 年 1 月 10 日基安化発 0110 第 1 号）
 - ・化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年 9 月 18 日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 3 号）
 - ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成 29 年 8 月 3 日基発 0803 第 5 号）
- 20 東日本大震災・熊本地震に関連する安全衛生対策

- ・ 東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その4）～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～（平成 23 年 8 月 31 日基安安発 0831 第 4 号、基安労発 0831 第 2 号、基安化発 0831 第 2 号）
- ・ 平成 28 年熊本地震の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（平成 28 年 4 月 21 日基安安発 0421 第 1 号、基安労発 0421 第 2 号）
- ・ 平成 28 年熊本地震の復旧工事における土砂崩壊災害防止対策等の徹底について（平成 28 年 6 月 1 日基安安発 0601 第 1 号）
- ・ 災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について（平成 28 年 7 月 25 日基安安 0725 第 2 号、基安労 0725 第 2 号、基安化 0725 第 2 号）
- ・ 木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について（平成 8 年 11 月 11 日 基発第 660 号の 2）
- ・ 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について（平成 27 年 6 月 29 日基安安発 0629 第 2 号）（再掲）
- ・ 土止め先行工法に関するガイドラインの策定について（平成 15 年 12 月 17 日基発第 1217001 号）
- ・ 東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について（平成 23 年 10 月 21 日基安発 1021 第 2 号）

21 一人親方等の安全衛生対策

現時点では、関連通達は特になし。

22 伐木等作業の安全対策

- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号）

23 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

現時点では、関連通達は特になし。

24 建設工事従事者安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行

- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行について（平成 29 年 3 月 16 日基発 0316 第 3 号）
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画について（平成 29 年 6 月 9 日基発 0609 第 7 号）

25 その他

- ・ 建設業における総合的労働災害防止対策の推進について（平成 19 年 3 月 22 日基発第 0322002 号）

※上記の関係通達等は下記アドレスの厚生労働省法令等データベースサービスに掲載されています（一部掲載されていないものがあります。）。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

手すり先行工法等に関するガイドライン

第1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令と相まって、足場の設置を必要とする建設工事において、手すり先行工法による足場の組立て、解体又は変更の作業(以下「足場の組立て等の作業」という。)を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を使用することにより、労働者の足場からの墜落等を防止し、併せて快適な職場環境の形成に資することを目的とする。

第2 適用対象

本ガイドラインは、足場の設置を必要とする建設工事に適用する。

第3 定義

1 手すり先行工法

本ガイドラインで示す「手すり先行工法」とは、建設工事において、足場の組立て等の作業を行うに当たり、労働者が足場の作業床に乗る前に、別紙1に示す「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」に基づいて、当該作業床の端となる箇所適切に手すりを先行して設置し、かつ、最上層の作業床を取りはずすときは、当該作業床の端の手すりを残置して行う工法をいう。

2 働きやすい安心感のある足場

本ガイドラインで示す「働きやすい安心感のある足場」とは、手すり先行工法により組み立てられた足場であって、関係する労働安全衛生法令のすべてを満たした上で、第6の「留意すべき事項」及び別紙2の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に基づき、より安全な作業を行えるように必要な措置を講じた足場をいう。

第4 事業者等の責務

事業者は、労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、本ガイドラインに基づき、足場の組立て等の作業を行い、かつ、働きやすい安心感のある足場を使用することにより、建設工事における墜落等による労働災害の一層の防止に努めるものとする。

労働者は、労働安全衛生関係法令に定める労働者が守るべき事項を遵守するとともに、事業者が本ガイドラインに基づいて行う措置に協力することにより、建設工事における墜落等による労働災害の防止に努めるものとする。

第5 講ずべき措置

1 足場に係る施工計画の策定

事業者は、次により、足場の設置を行う作業箇所等に係る事前調査を行うとともに、足場に係る施工計画として、足場計画、機材管理計画、作業計画、機械計画、仮設備計画、安全衛生管理計画及び工程表を策定し、関係労働者に周知すること。

(1) 事前調査

足場を設置する前に次のア及びイの調査を実施し、当該調査結果に基づき、(2)から(8)までの計画を作成すること。

ア 敷地内調査

建設工事を行う敷地内について、現地踏査等の方法により次の事項に関して調査を行い、その状況を把握すること。

- (ア) 敷地内の建築物等の有無及びその状況
- (イ) 敷地の広さ、形状、傾斜、土質等の状況
- (ウ) 敷地使用上の制約等
- (エ) その他足場の設置に関して必要な事項

イ 周囲の調査

建設工事を行う敷地周辺について、現地踏査等の方法により次の事項に関して調査を行い、その状況を把握すること。

- (ア) 敷地に隣接する建築物等の有無及びその状況
- (イ) 架空電線の有無及びその状況
- (ウ) 崖、溝、水路、樹木等の有無及びその状況
- (エ) 道路、交通量、交通規制等の状況
- (オ) 工事施工上の制約等
- (カ) その他足場の設置に関して必要な事項

(2) 足場計画

(1)の事前調査の結果に基づき、次の事項を明らかにした足場計画を作成すること。

ア 足場の種類等

別紙1及び2のうちから、足場の種類及び手すり先行工法による足場の組立て等の作業方法を定めること。

イ 構造

足場は、丈夫で、墜落の危険の少ない安心感のある構造とすること。

ウ 設計荷重

足場の自重、積載荷重、風荷重、水平荷重等を適切に設定すること。

エ 最大積載荷重

足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定めること。

オ 機材

足場の構造に応じた機材の種類及び量を確認するとともに、必要となる時期までに確保できるようにすること。

カ 組立図

足場の各部材の配置、寸法、材質並びに取付けの時期及び順序が明記された組立図を作成すること。

キ 点検

第6の3に基づき、足場の点検及び補修並びにこれらの結果の記録の保存の方法、期間等を定めること。

(3) 機材管理計画

(2)のオの機材については、次の事項を明らかにした機材管理計画を作成すること。

ア 機材の点検

足場の組立て及び変更の作業を行う前に、機材の欠陥・損傷の有無等について点検し、不良品を取り除くこと。

イ 規格への適合の確認

わく組足場等の鋼管足場用の部材及び附属金具については、鋼管足場用の部材及び附属金具の規格(昭和56年労働省告示第103号)に適合していることを確認すること。

ウ 経年管理の確認

機材については、平成8年4月4日付け基発第223号の2「経年仮設機材の管理について」に基づいて適切に経年管理が行われていることを確認すること。

(4) 作業計画

(1)の事前調査の結果及び(2)により決定した足場の種類に応じて、次の事項を明らかにした作業計画を作成すること。

ア 足場の組立ての作業の準備

(ア) 足場の組立ての作業に支障となる障害物等の除去方法

(イ) 架空電線の防護方法

(ウ) 足場の基礎地盤の整備方法

(エ) 周辺道路、隣接家屋等への機材の飛来等の防止方法

(オ) 機材等の搬入及び仮置き方法

(カ) その他足場の組立ての作業の準備に必要な事項

イ 足場の組立ての作業

(ア) 足場を構成する部材の取付けの方法及び手順

(イ) 朝顔、荷上げ構台、巻上機等足場の部材に取り付ける設備の取付けの方法及び手順

(ウ) 階段及び踊り場の設置方法及び設置手順

(エ) 出入口等の補強方法及び補強手順

(オ) (5)のイの(ア)に応じた作業手順

(カ) その他足場の組立ての作業に必要な事項

ウ 足場の解体の作業

(ア) イの(ア)から(エ)までの作業により取り付けたすべての部材等の取りはずし順序及びそれぞれの部材等の取りはずし手順

(イ) (5)のイの(ア)に応じた作業手順

(ウ) その他足場の解体の作業に必要な事項

エ 足場の変更の作業

足場の変更の作業においては、部材等の取りはずしの作業はウ、部材等の取付けの作業はイによるとともに、次の事項を明らかにすること。

(ア) 足場の変更に関する承認方法

(イ) 一時的変更の場合における復元の時期及び確認方法

(ウ) 足場を変更する時期、範囲及び内容を関係労働者に周知する方法

(エ) その他足場の変更の作業に必要な事項

(5) 機械計画

足場の組立て等の作業にクレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の機械(以下「機械」という。)を使用する必要があるときは、次の事項を明らかにした機械計画を作成すること。

ア 機械の設置

(ア) 使用する機械の種類、能力及び必要台数

(イ) 使用する機械の設置場所、設置方法及び設置期間

(ウ) 使用する機械の搬出入の方法

(エ) その他機械の設置に必要な事項

イ 機械の使用

(ア) 機械の作業範囲及び作業方法

(イ) 機械の運行経路

(ウ) 機械の運転中に立入りを禁止する方法又は誘導者を配置する方法

(エ) その他機械の使用に必要な事項

(6) 仮設備計画

次の足場に関連する仮設備を設置するときは、当該仮設備の種類、数量、設置場所、設置方法、設置期間及び使用方法を明らかにした仮設備計画を作成すること。

ア 安全に昇降するための仮設備

イ 飛来落下を防止するための仮設備

ウ 照明を確保するための仮設備

エ 電源を確保するための仮設備

オ その他必要な仮設備

(7) 安全衛生管理計画

次の事項を明らかにした安全衛生管理計画を作成すること。

ア 安全衛生管理体制

イ 安全衛生教育

ウ 安全衛生活動

(8) 工程表

足場を使用する作業(足場の組立て等の作業を除く。以下同じ。)及び足場の組立て等の作業において、次の事項を明らかにした工程表を作成すること。

ア 各作業に関する工程

イ 安全衛生管理に関する工程

ウ 各作業間及び各作業と安全衛生管理の関連

2 足場に係る施工計画の実施及び変更時の措置

事業者は、1で策定した足場に係る施工計画及び別紙1に基づき、手すり先行工法による一連の作業を適切に行うこと。

また、当該施工計画を変更する必要がある場合は、事前に関係者と十分に検討を行うものとし、変更した施工計画は関係労働者に周知すること。

第6 留意すべき事項

事業者は、第5の1で策定した足場に係る施工計画及び別紙1に基づき、手すり先行工法による一連の作業を行うとともに、次の事項に留意すること。

1 足場の構造上の留意事項

足場の組立てに当たっては、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第570条、第571条等の労働安全衛生関係法令を遵守し、第5の1の(2)のイ及び(4)のイに基づいて組み立てるとともに、次によること。

(1) 脚部

ア 足場の脚部の沈下を防止するため、地盤を十分に突き固め、敷板等を敷き並べること。

イ わく組足場にあつては、建わくの脚柱下端にジャッキ型ベース金具を配置し、建わくの高さをそろえること。

(2) 布

ア 足場のはり間方向の建地又は脚柱の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材と建地又は脚柱とすき間をつくらないように設置すること。

イ 床付き布わくのつかみ金具は、外れ止めを確実にロックすること。

(3) 筋かい

ア わく組み足場にあつては、交さ筋かいを原則として外側及び躯体側の両構面に取り付けること。

イ 建わくの交さ筋かいピンは、確実にロックすること。

(4) 壁つなぎ

ア わく組足場にあつては、壁つなぎの間隔を垂直方向9メートル以下、水平方向8メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること。

イ 単管足場にあつては、壁つなぎの間隔を垂直方向5メートル以下、水平方向5.5メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること。

ウ 壁つなぎは、可能な限り壁面に直角に取り付けること。

エ 壁つなぎ用のアンカーは、専用のもを用いること。なお、後付けアンカーの場合、必要な引抜強度を確保すること。

オ 壁つなぎとして鋼管を躯体のH形鋼等に鉄骨用クランプを用いて設置する場合にあつては、鋼管1本につきH形鋼等のフランジ部2箇所で行き付けること。

2 足場の組立て等の作業における留意事項

足場の組立て等の作業に当たっては、第5の1の(4)の作業計画に基づいて作業を行うとともに、次に定めるところによること。

(1) 作業時期等の周知

足場の組立て等に係る時期、範囲及び順序を関係労働者に周知すること。

(2) 立入禁止

足場の組立て等の作業を行う区域内には、関係労働者以外の立入りを禁止すること。

(3) 手すり先行の徹底

手すりが先行して設置されていない作業床及び手すりを取りはずされた作業床には乗ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること。

(4) 安全帯の使用

手すりを先行して設置できない箇所においては、労働者に安全帯を使用させるとともに、安全帯を確実に接続された建てわく等又は労働者が作業床上で作業する前に設置した親綱に取り付けさせること。

(5) 安全帯を取り付ける親綱の設置等

安全帯を取り付ける親綱を設置するときは、別紙1の4の(1)に基づいた性能を有する機材を同(2)に基づいて設置し、使用すること。

(6) 悪天候時の作業の中止

強風時等の悪天候が予想されるときは、足場の組立て等の作業を中止すること。

(7) つり網等の使用

材料等を上げおろしするときは、つり網、つり袋等を労働者に使用させること。

(8) 作業主任者の選任

足場の組立て等の作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者を選任し、その

者に労働安全衛生規則第 566 条の職務を行わせるとともに、関係労働者が不安全行動を行わないよう監視させること。

(9) 足場の変更

足場を変更する場合は、第 5 の 1 の (4) のエで定めた変更の方法等に基づき、変更の作業を行うとともに、一時的に変更した部材は必ず復元すること。

3 足場の点検等に関する留意事項

(1) 点検等の実施

ア 足場の組立て等の作業の監視

足場の組立て等の作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者に労働安全衛生規則第 566 条に規定する作業の進行状況等の監視を行わせるとともに、別紙 1 の 3 及び 4 に示す各機材等の使用状況についても監視させること。

イ 足場の組立て等の作業後の点検

足場の組立て等の作業を行った後においては、(2) のアにより指名された点検者によって、(2) のイにより作成した点検表を用いて労働安全衛生規則第 567 条第 2 項に規定する点検を実施するとともに、別紙 2 の 3 のメッシュシート等の設置状況についても点検を行い、異常を認めたときは直ちに補修すること。

ウ 作業開始前点検

足場を使用する作業等を開始する前に、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から点検者を指名し、労働安全衛生規則第 567 条第 1 項の点検を実施すること。

(2) 点検等の実施体制

ア 点検者の指名

(1) のイの点検の実施者については、原則として、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識、経験を有する者を指名すること。

イ 点検表の作成

(1) のイの点検については、足場の種類・機材に応じた点検等を行う項目を定めた点検表を作成すること。

ウ 点検・補修結果等の記録及び保存

点検等の結果及び当該点検の結果に基づいた補修等の内容については、労働安全衛生規則第 567 条第 3 項に基づきイの点検表に記録し、必要な期間保存すること。

4 足場を使用する作業等における留意事項

(1) 足場を使用する作業等の開始

足場を使用する作業等は、3 の (1) のウの点検を行った後でなければ開始しては

ならないこと。

(2) 手すり等の確認の徹底

作業床の端に手すり等が設置されていない場合は、足場を使用する作業等を行ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること。

(3) 最大積載荷重の遵守

作業床には、第5の1の(2)のエで定めた最大積載荷重を超えて作業床に積載してはならないこと。

(4) 悪天候時の作業の中止

強風時等の悪天候が予想されるときは、足場を使用する作業等を中止すること。

(5) 不安全行動の排除

わく組足場の建わくを昇降する等足場上での不安全行動を行わないことを雇入れ時教育、第5の1の(7)のイの安全衛生教育等により、関係労働者に徹底すること。

手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準

1 趣旨

足場の組立て、解体又は変更の作業（以下「足場の組立て等の作業」という。）においては、足場に関する労働安全衛生関係法令の規定を遵守した上で、さらに労働者が足場から墜落する危険を減少させるため、以下の基準を満たす手すり先行工法による必要がある。

2 手すり先行工法の種類

手すり先行工法は、次の方式があること。

(1) 手すり先送り方式

足場の組立て等の作業において、足場の最上層に床付き布わく等の作業床（以下「作業床」という。）を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、建わくの脚柱等に沿って上下スライド等が可能な手すり又は手すりわく（以下「先送り手すり機材」という。）を最上層の作業床の端となる箇所に先行して設置する方式であって、かつ、当該作業床を取りはずすときは、当該作業床の端の先送り手すり機材を残置して行う方式である。先送り手すり機材は、最上層より一層下の作業床上で上下スライド等の方法により最上層に取付け又は取りはずしができるものであり、一般に最上層のみに設置されるものである。

(2) 手すり据置き方式

足場の組立て等の作業において、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、据置型の手すり又は手すりわく（以下「据置手すり機材」という。）を最上層の作業床の端となる箇所に先行して設置する方式であって、かつ、当該作業床を取りはずすときは、当該作業床の端の据置手すり機材を残置して行う方式である。据置手すり機材は、最上層より一層下の作業床から最上層に取付け又は取りはずしができる機能を有しており、一般に足場の全層の片側構面に設置されるものである。

(3) 手すり先行専用足場方式

鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等であって、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、当該作業床の端となる箇所に、最上層より一層下の作業床上から手すりの機能を有する部材を設置することができ、かつ、最上層の作業床を取りはずすときは、当該作業床の端に手すりの機能を有する部材を残置して行うことができる構造の手すり先行専用のシステム足場による方式である。

3 手すり先行工法の機材等の性能及び使用方法

(1) 先送り手すり機材の性能及び使用方法

ア 性能

先送り手すり機材のうち手すりわくの性能は、別表1の「手すりわくの性能」に

よるものであること。

イ 使用方法

先送り手すり機材は、次に定めるところにより使用すること。

(ア) 足場の組立て等の作業が行われている足場の最上層に設置すること。

(イ) 足場の片側又は両側の構面に設置すること。

(ウ) わく組足場に使用する場合は、交さ筋かいを設置した後でなければ上下スライ
ドさせてはならないこと。

(エ) 安全帯を取り付ける設備として使用するとき、必要な強度を有していること
を確認すること。

(オ) 製造者が定める使用方法等により使用すること。

(2) 据置手すり機材の性能及び使用方法

ア 性能

据置手すり機材のうち手すりわくの性能は、別表1の「手すりわくの性能」によ
るものであること。

イ 使用方法

据置手すり機材は、次に定めるところにより使用すること。

(ア) 交さ筋かいを取りはずして使用する据置手すり機材にあっては、足場の片側構
面に設置し、他の構面には交さ筋かいを設置すること。

(イ) 安全帯を取り付ける設備として使用するとき、必要な強度を有していること
を確認すること。

(ウ) 別表2の「手すりわくの使用方法」及び製造者が定める使用方法等により使用
すること。

(3) 手すり先行専用足場の性能及び使用方法

ア 性能

鋼管足場用の部材及び附属金具の規格の適用除外が認められたわく組足場等につ
いては、同規格に定める性能を有するものであること。

イ 使用方法

手すり先行専用足場は、次により使用すること。

(ア) 製造者が定める使用方法等により使用すること。

(イ) 安全帯を取り付ける設備として使用するとき、必要な強度を有しているこ
とを確認すること。

4 安全帯を取り付ける親綱機材の性能及び使用方法

(1) 性能

安全帯の取付設備として使用する親綱、親綱支柱及び緊張器(以下「親綱機材」と
いう。)の性能は、別表3の「親綱機材の性能」によるものであること。

(2) 使用方法

親綱機材は、別表4の「親綱機材の使用方法」及び製造者の定める使用方法等によ
り使用すること。

働きやすい安心感のある足場に関する基準

1 趣旨

足場上の高い緊張状態が要求される作業を改善し、より安全な作業を行えるようにするためには、関連する労働安全衛生関係法令のすべての規定を満たした上で、以下の基準を満たす働きやすい安心感のある足場とすることが重要である。

2 設置すべき働きやすい安心感のある足場

次のものがあること。

(1) 別紙1の2の(2)又は(3)の方式で組み立てられた足場であって、手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられているもの(「手すり先行専用型足場」)。

(2) 別紙1の2に示す方式で組み立てられた足場(1)の手すり先行専用型足場に該当するものを除く。)であって、足場の種類ごとに次の措置を講じたもの。

ア わく組足場(妻面を除く)にあつては、

(ア) 交さ筋かいに高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん(下さん)若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備を設けた上で、上さんを設けたもの又はこれらの措置と同等以上の機能を有する手すりわくを設けたもの。

(イ) 防音パネル、ネットフレームの設置等(ア)と同等以上の措置を講じたもの。

イ わく組足場以外の足場(わく組足場の妻面を含む)にあつては、高さ85センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備(手すり等)及び高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備(中さん等)を設けた上で幅木を設けたもの又はこれと同等以上の措置を講じたもの。

3 メッシュシート等の設置

2の足場に墜落災害の防護のため、メッシュシート、安全ネットを設置することが望ましいこと。

その際、メッシュシートについては、その性能は、別表5の「メッシュシートの性能」によるものとし、別表6の「メッシュシートの使用方法」により使用すること。

また、安全ネットについては、その性能は、別表7の「安全ネットの性能」によるものであること。

元方事業者による建設現場安全管理指針

第1 趣旨

本指針は、建設現場等において元方事業者を実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示すことにより、建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設業における労働災害の防止を図るためのものである。なお、建設現場の安全管理は、元方事業者及び関係請負人が一体となって進めることによりその水準の一層の向上が期待できることから、本指針においては、元方事業者が実施する安全管理の手法とともに、これに対応して関係請負人が実施することが望ましい事項も併せて示している。

第2 建設現場における安全管理

1 安全衛生管理計画の作成

元方事業者は、建設現場における安全衛生管理の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等を内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

なお、この場合において、元方事業者が共同企業体である場合には、共同企業体のすべての構成事業者からなる委員会等で審査する等により連携して、これを作成すること。

2 過度の重層請負の改善

元方事業者は、作業間の連絡調整が適切に行われにくいこと、元方事業者による関係請負人の安全衛生指導が適切に行われにくいこと、後次の関係請負人において労働災害を防止するための経費が確保されにくくなること等の、労働災害防止上問題を生じやすい過度の重層請負の改善を図るため、次の事項を遵守するとともに、関係請負人に対しても当該事項の遵守について指導すること。

① 労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない単純労働の労務提供のみを行う事業者等にその仕事の一部を請け負わせないこと。

② 仕事の全部を一括して請け負わせないこと。

3 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等

元方事業者は、請負人に示す見積条件に労働災害防止に関する事項を明示する等により、労働災害の防止に係る措置の範囲を明確にするとともに、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にすること。

また、元方事業者は、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費(施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費)については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。

さらに、元方事業者は、関係請負人に対しても、これについて指導すること。

なお、請負契約書、請負代金内訳書等において実施者、経費の負担者等を明示する労働災害防止対策の例には、次のようなものがある。

(1) 請負契約において実施者及び経費の負担者を明示する労働災害防止対策

① 労働者の墜落防止のための防網の設置

② 物体の飛来・落下による災害を防止するための防網の設置

③ 安全帯の取付け設備の設置

④ 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の接触防止のための誘導員の配置

⑤ 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が実施する作業場所の巡視等

⑥ 元方事業者が主催する安全大会等への参加

⑦ 安全のための講習会等への参加

(2) 請負代金内訳書に明示する経費

- ① 関係請負人に、上記3の誘導員を配置させる場合の費用
- ② 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が作業場所の巡視等の現場管理を実施するための費用
- ③ 元方事業者が主催する安全大会等に関係請負人が労働者を参加させるための費用
- ④ 元方事業者が開催する関係請負人の労働者等の安全のための講習会等に関係請負人が労働者を参加させる場合の講習会参加費等の費用

4 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等

(1) 関係請負人の把握

元方事業者は、関係請負人に対する安全衛生指導を適切に行うため、関係請負人に対し、請負契約の成立後速やかにその名称、請負内容、安全衛生責任者の氏名、安全衛生推進者の選任の有無及びその氏名を通知させ、これを把握しておくこと。

(2) 関係請負人の労働者の把握

元方事業者は、関係請負人に対し、毎作業日の作業を開始する前までに仕事に従事する労働者の数を通知させ、これを把握しておくこと。

また、元方事業者は、関係請負人に対し、その雇用する労働者の安全衛生に係る免許・資格の取得及び特別教育、職長教育の受講の有無等を把握するように指導するとともに、新たに作業に従事することとなった関係請負人の労働者について、その者が当該建設現場で作業に従事する前までにこれらの事項を通知させ、これを把握しておくこと。

(3) 安全衛生責任者等の駐在状況の把握

元方事業者は、関係請負人が仕事を行う日の当該関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者の駐在状況を朝礼時、作業間の連絡及び調整時等の機会に把握しておくこと。

(4) 持込機設備の把握

元方事業者は、関係請負人に対し、関係請負人が建設現場に持ち込む建設機械等の機械設備について事前に通知させ、これを把握しておくとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を徹底させること。

5 作業手順書の作成

元方事業者は、関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した作業手順書を作成するよう指導すること。

6 協議組織の設置・運営

元方事業者が設置・運営する労働災害防止協議会等の協議組織については、次によりその活性化を図ること。

(1) 会議の開催頻度

元方事業者は、協議組織の会議を毎月1回以上開催すること。

(2) 協議組織の構成

元方事業者は、協議組織の構成員に、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者、元方事業者の現場職員、元方事業者の店社(共同企業体にあつては、これを構成するすべての事業者の店社)の店社安全衛生管理者又は工事施工・安全管理の責任者、安全衛生責任者又はこれに準ずる者、関係請負人の店社の工事施工・安全管理の責任者、経営幹部、安全衛生推進者等を入れること。

なお、元方事業者は、構成員のうちの店社の職員については、混在作業に伴う労働災害の防止上重要な工程に着手する時期、その他労働災害を防止する上で必要な時期に開催される

協議組織の会議に参加させること。

(3) 協議事項

協議事項の会議において取り上げる課題については、次のようなものがあること。

- ① 建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画
- ② 月間又は週間の工程計画
- ③ 機械設備等の配置計画
- ④ 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の作業方法
- ⑤ 移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業方法
- ⑥ 労働者の危険及び健康障害を防止するための基本対策
- ⑦ 安全衛生に関する規程
- ⑧ 安全衛生教育の実施計画
- ⑨ クレーン等の運転についての合図の統一等
- ⑩ 事故現場等の標識の統一等
- ⑪ 有機溶剤等の容器の集積箇所の統一等
- ⑫ 警報の統一等
- ⑬ 避難等の訓練の実施方法等の統一等
- ⑭ 労働災害の原因及び再発防止対策
- ⑮ 労働基準監督官等からの指導に基づく労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項
- ⑯ 元方事業者の巡視結果に基づく労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項
- ⑰ その他労働者の危険又は健康障害の防止に関する事項

(4) 協議組織の規約

元方事業者は、協議組織の構成員、協議事項、協議組織の会議の開催頻度等を定めた協議組織の規約を作成すること。

(5) 協議組織の会議の議事の記録

元方事業者は、協議組織の会議の議事で重要なものに係る記録を作成するとともに、これを関係請負人に配布すること。

(6) 協議結果の周知

元方事業者は、協議組織の会議の結果で重要なものについては、朝礼等を通じてすべての現場労働者に周知すること。

7 作業間の連絡及び調整

元方事業者は、混在作業による労働災害を防止するため、混在作業を開始する前及び日々の安全施工サイクル活動時に次の事項について、混在作業に関連するすべての関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者と十分連絡及び調整を実施すること。

- ① 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の作業計画
- ② 移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業計画
- ③ 機械設備等の配置計画
- ④ 作業場所の巡視の結果
- ⑤ 作業の方法と具体的な労働災害防止対策

8 作業場所の巡視

元方事業者は、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者に、毎作

業日に1回以上作業場所の巡視を実施させること。

9 新規入場者教育

元方事業者は、関係請負人に対し、その労働者のうち、新たに作業を行うこととなった者に対する新規入場者教育の適切な実施に必要な場所、資料の提供等の援助を行うとともに、当該教育の実施状況について報告され、これを把握しておくこと。

10 新たに作業を行う関係請負人に対する措置

元方事業者は、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対し、当該作業開始前に当該関係請負人が作業を開始することとなった日以前の協議組織の会議内容及び作業間の連絡調整の結果のうち当該関係請負人に係る事項を周知すること。

11 作業開始前の安全衛生打合せ

元方事業者は、関係請負人に対し、毎日、その労働者を集め、作業開始前の安全衛生打合せを実施するよう指導すること。

12 安全施工サイクル活動の実施

元方事業者は、施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動を展開すること。

13 職長会(リーダー会)の設置

元方事業者は、関係請負人に対し、職長及び労働者の安全衛生意識の高揚、職長間の連絡の緊密化、労働者からの安全衛生情報の掌握等を図るため、職長会(リーダー会)を設置するよう指導すること。

14 関係請負人が実施する事項

(1) 過度の重層請負の改善

関係請負人は、労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない単純労働の労務提供のみを行う事業者等にその仕事の一部を請け負わせないこと。また、仕事の全部を一括して請け負わせないこと。

(2) 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化

関係請負人は、その仕事の一部を別の請負人に請け負わせる場合には、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確にすること。

(3) 関係請負人及びその労働者に係る事項等の通知

a 名称等の通知

関係請負人は、元方事業者に対し、請負契約の成立後速やかにその名称、請負内容、安全衛生責任者の氏名、安全衛生推進者の選任の有無及びその氏名を通知すること。

b 労働者数等の通知

関係請負人は、元方事業者に対し、毎作業日の作業を開始する前までに仕事に従事する労働者の数を通知すること。

また、関係請負人は、その雇用する労働者の安全衛生に係る免許・資格の取得及び特別教育、職長教育の受講の有無等を把握するとともに、元方事業者に対し、新たに作業に従事することとなった労働者について、これらの事項をその者が当該建設現場で作業に従事する前までに通知すること。

c 持込機械設備の通知

関係請負人は、元方事業者に対し、建設現場に持ち込む建設機械等の機械設備について事前に通知すること。

(4) 作業手順書の作成

関係請負人は、労働災害防止に配慮した作業手順書を作成すること。

(5) 協議組織への参加

関係請負人は、安全衛生責任者又はこれに準ずる者を協議組織の会議に毎回参加させること。

また、関係請負人は、混在作業に伴う労働災害防止上重要な工程に着手する時期、その他労働災害を防止する上で必要な時期に開催される協議組織の会議に店社の職員を参加させること。

(6) 協議結果の周知

関係請負人は、協議組織の会議の結果で重要な事項をその労働者に周知すること。

(7) 作業間の連絡及び調整事項の実施の管理

関係請負人は、安全衛生責任者又はこれに準ずる者に、統括安全衛生責任者又はこれに準ずる者等から連絡を受けた事項の関係者への連絡、及び連絡を受けた事項のうち自らに関係するものの実施についての管理を確実に行わせること。

(8) 新規入場者教育の実施

関係請負人は、その雇用する労働者が建設現場で新たに作業に従事することとなった場合には、当該作業従事前に関係請負人の労働者が混在して作業を行う場所の状況、当該建設現場の特性を踏まえて、次の事項を職長等から周知するとともに、元方事業者にもその結果を報告すること。

- ① 元方事業者及び関係請負人の労働者が混在して作業を行う場所の状況
- ② 労働者に危険を生ずる箇所の状況(危険有害箇所と立入禁止区域)
- ③ 混在作業場所において行われる作業相互の関係
- ④ 避難の方法
- ⑤ 指揮命令系統
- ⑥ 担当する作業内容と労働災害防止対策
- ⑦ 安全衛生に関する規程
- ⑧ 建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画

(9) 作業開始前の安全衛生打合せの実施

関係請負人は、毎日、作業開始前にその雇用する労働者を集め、次の事項について安全衛生打合せを実施すること。

- ① 当日の作業内容、作業手順、労働災害防止上の留意事項等についての関係労働者への指示
- ② 作業間の連絡調整の結果の周知
- ③ 関係労働者の労働災害の防止に対する意見等の把握
- ④ 危険予知活動等の安全活動

(10) 職長会(リーダー会)の設置

関係請負人は、職長及び労働者の安全衛生意識の高揚、職長間の連絡の緊密化、労働者からの安全衛生情報の把握等を図るため、職長会(リーダー会)を設置すること。

第3 支店等の店社における安全管理

1 安全衛生管理計画の作成

元方事業者は、店社の年間の安全衛生の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等を内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

2 重層請負の改善のための社内基準の設定等

元方事業者は、建設現場が過度の重層請負とならないよう、重層の程度についての制限を社

内基準として設ける等により、重層請負の抑制を図ること。

3 共同企業体の構成事業者による安全管理の基本事項についての協議

元方事業者は、共同企業体で施工する場合には、構成事業者が安全管理について十分な連携を図れるよう、共同企業体のすべての構成事業者の店社からなる委員会を設置する等により、安全衛生管理体制、安全管理のための予算、安全管理のための規程、安全衛生管理計画等について協議すること。

4 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の選任

(1) 統括安全衛生責任者

元方事業者は、①ずい道等の建設の仕事、②圧気工法による作業を行う仕事、③一定の橋梁の建設の仕事及び④鉄骨又は鉄骨・鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事を行う場合で、統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする事。

また、統括安全衛生責任者については、統括安全衛生管理に関する教育の実施し、この教育を受けた者のうちから選任すること。

(2) 元方安全衛生管理者

元方事業者は、元方安全衛生管理者については、混在作業現場における労働災害の防止のための技術等に関する教育を実施し、この教育を受けた者で、かつ、同種の仕事について安全衛生の実務に従事した経験がある者のうちから選任すること。

5 施工計画の事前審査体制の確立

元方事業者は、仕事の工程、機械設備等についての安全衛生面からの事前の検討を十分行うための店社内の事前評価体制を確立すること。また、当該仕事の計画作成に参加する有資格者の資質の向上を図るため、必要な教育等を徹底すること。さらに、事前評価の内容の充実を図るため、セーフティー・アセスメント指針の活用を図ること。

6 安全衛生パトロールの実施

元方事業者は、その店社が請負契約を締結した仕事について、混在作業に伴う労働災害の防止上重要な工程に着手する時期その他労働災害を防止する上で必要な時期に、店社安全衛生管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者等に当該仕事に係る作業場所の巡視を行わせること。この場合において、元方事業者が共同企業体である場合には、共同企業体のすべての構成事業者の店社が連携してこれを実施すること。

7 労働災害の原因の調査及び再発防止対策の樹立

元方事業者は、店社が請負契約を締結した仕事に係る作業場所において労働災害が発生した場合には、店社安全衛生管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者及び統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者等により、当該労働災害に係る関係請負人と連携して災害調査を行い、その原因を究明するとともに、再発防止対策を樹立すること。この場合において、元方事業者が共同企業体である場合には、共同企業体のすべてこの構成事業者の店社が連携して実施すること。

なお、労働災害の原因の究明及び再発防止対策の樹立に当たっては、必要に応じて労働安全コンサルタント等の専門家の活用を図ること。

8 元方事業者による関係請負人の安全衛生管理状況等の評価

元方事業者は、優良な関係請負人に選定及び育成を図るため、関係請負人の安全管理状況、安全管理能力の評価のための規程を定め、工事の竣工時等に建設現場における関係請負人の安全管理状況等について、統括安全衛生責任者等により評価を行わせるとともに、工事の注文時等には元方事業者の店社の安全管理部門等において関係請負人の店社の安全管理状況等の評

価を行うこと。

なお、元方事業者が関係請負人の安全管理状況等の評価を行う場合には次の事項に留意すること。

(1) 建設現場における安全管理状況等

- ① 災害防止協議会等の元方事業者が設置運営する協議組織への参加状況
- ② 統括安全衛生責任者等との連絡、後次の請負人の安全衛生責任者等との作業間の連絡調整の状況
- ③ 労働安全衛生規則第155条第1項に基づく作業計画等の作成状況
- ④ 新規入場者教育の実施状況又は元方事業者が実施する安全衛生教育への参加状況
- ⑤ 安全衛生に係る免許所持者、技能講習修了者及び特別教育修了者の配置状況
- ⑥ 安全衛生責任者の現場への駐在状況
- ⑦ 店社による作業場所の巡視状況
- ⑧ 朝礼時等作業開始前における安全衛生打合せの参加・実施状況
- ⑨ 作業手順書の作成状況
- ⑩ 元方事業者が実施する安全管理活動への参加状況
- ⑪ 建設機械の使用開始前の安全点検の実施状況
- ⑫ 整理整頓の実施状況
- ⑬ 保護具の使用状況
- ⑭ 労働安全衛生関係法令の遵守状況
- ⑮ 労働災害の発生状況

(2) 店社における安全管理状況等

- ① 安全衛生推進者、安全衛生担当者の選任状況
- ② 店社としての年間の安全衛生管理計画の作成状況
- ③ 雇入れ時の安全衛生教育及び健康診断の実施状況
- ④ 安全衛生に係る免許所持者、技能講習修了者の養成状況
- ⑤ 店社主催の安全大会の開催状況
- ⑥ 一般的な作業方法、作業における注意事項等を示した作業標準書の作成状況
- ⑦ 店社による建設現場の作業場所の巡視状況
- ⑧ 後次の請負人に対する安全管理面の指導状況
- ⑨ 安全関係書類の届出、提出状況
- ⑩ 労働災害統計の整備状況
- ⑪ 労働災害事例集の活用
- ⑫ 労働災害の発生状況

9 関係請負人が実施する事項

(1) 安全衛生管理計画の作成

関係請負人は、店社の年間の安全衛生の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等を内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

(2) 安全衛生推進者の選任

関係請負人は、その店社において安全衛生推進者が選任されている場合には、当該安全衛生推進者に、当該店社が請負契約を締結した仕事に係る作業場所の巡視、労働災害の原因の調査、労働者の安全衛生教育の規格、実施等を行わせること。

(3) 安全衛生責任者の選任

関係請負人は、安全衛生責任者を選任する場合には、その職務を十分に行うことができるよう、一定の教育を実施し、当該教育を受けた者のうちから選任するとともに、当該者を建設現場に常駐させること。

また、関係請負人は、安全衛生責任者の職務の実施状況を把握すること。

(4) 安全衛生パトロールの実施

関係請負人は、その店社が請負契約を締結した仕事について、混在作業に伴う労働災害の防止上重要な工程に着手する時期その他労働災害を防止する上で必要な時期に当該店社の工事施工・安全管理の責任者等に当該仕事に係る作業場所の巡視を行わせること。

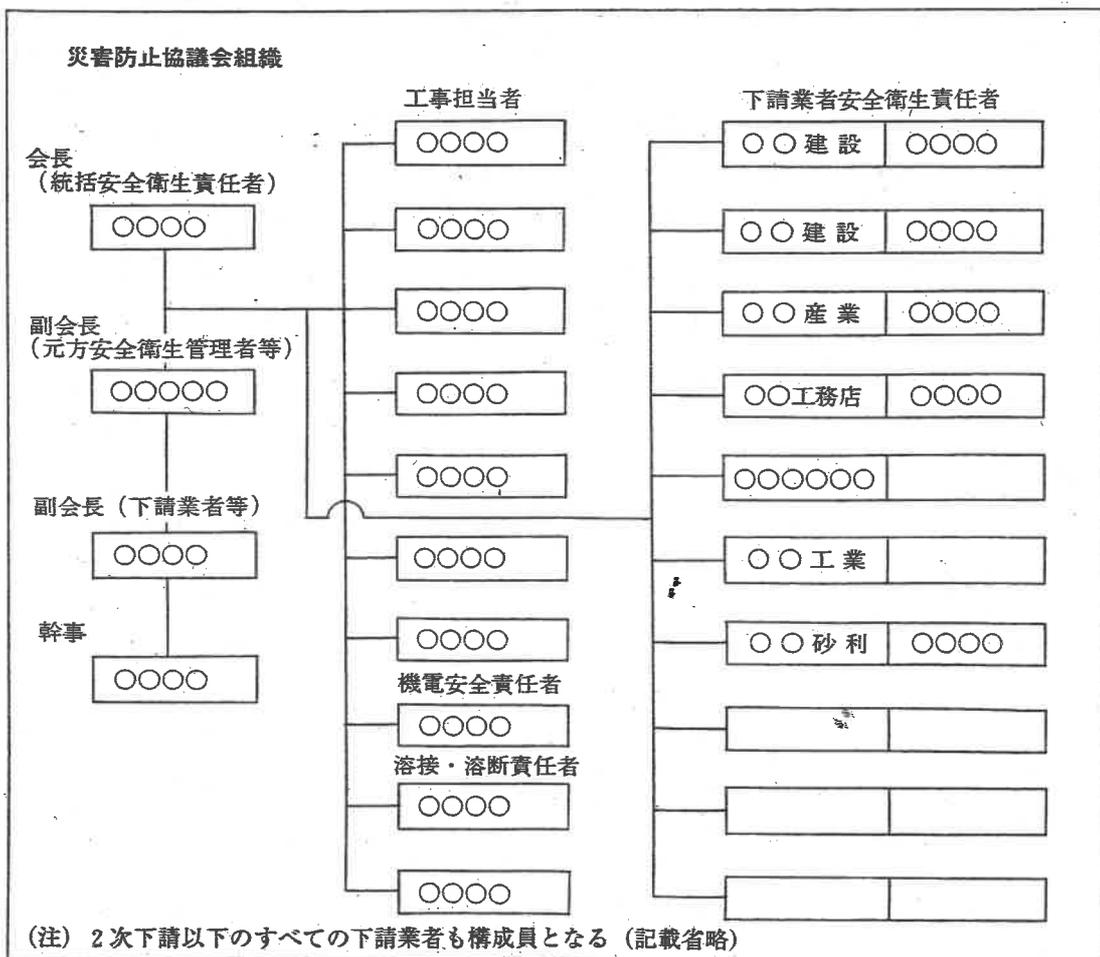
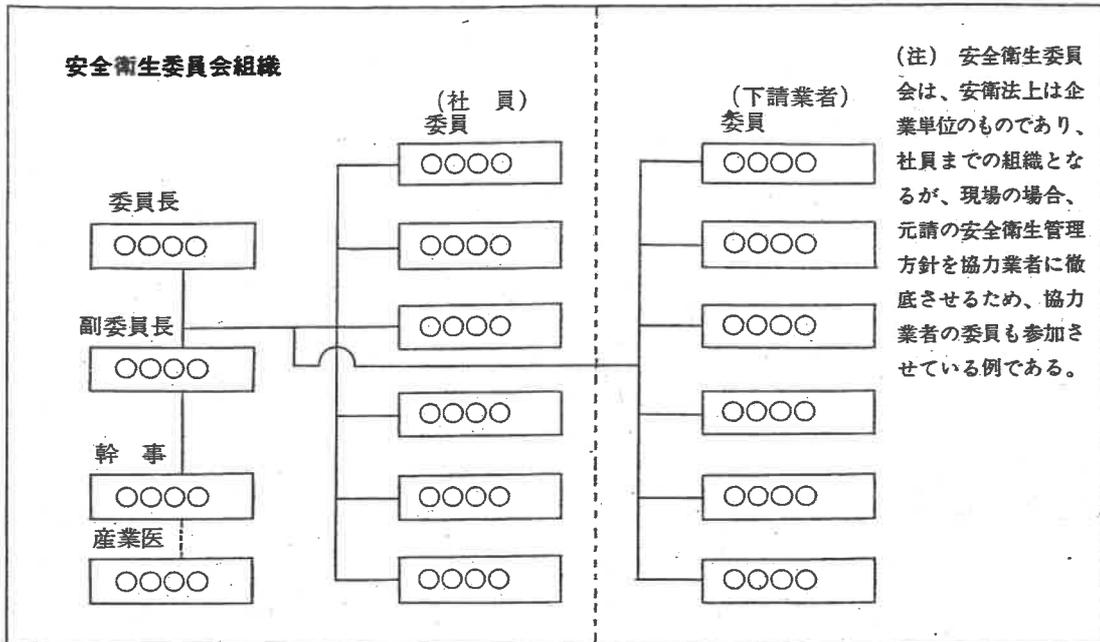
(5) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策の樹立

関係請負人は、その雇用する労働者が労働災害に被災した場合には、その店社の工事施工・安全管理の責任者又は安全衛生推進者及び安全衛生責任者又はこれに準ずる者等により、元方事業者及びその仕事を注文した請負人がいる場合にはその請負人と連携して災害調査を行い、その原因を究明するとともに再発防止対策を樹立すること。

様式事例

安全衛生委員会組織及び災害防止協議会組織の例

安全衛生管理体制(例)



災害防止協議会規約（例）

1. 名 称 ○○工事災害防止協議会
2. 所在地 市 町 番地
○○工事（共同企業体）作業所内
3. 設置期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

I 総 則

1. 目 的

本協議会は、労働安全衛生法第30条「特定元方事業者等の講ずべき措置」に基づく協議組織であり、会員相互の協議により、○○工事における統括管理の円滑なる運営を図り、もって関係労働者の災害防止に寄与することを目的とする。

2. 用語の定義

この規約における主要な用語の意義は、次のとおりとする。

イ 下請業者とは、特定元方事業者である○○建設株式会社が統括管理義務を有する工事関係事業者をいう。

ロ 関係労働者とは、○○建設株式会社及びその下請業者の使用する労働者をいう。

II 構 成

1. 会 員

協議会は、統括安全衛生責任者・店社安全衛生管理者をはじめ、元請業者の関係職員及びすべての下請業者を会員とする。

2. 代理人

会員は、協議会に参加することが著しく困難な場合、代理人に参加させることができる。この場合、下請業者は当該代理人に対し、必要なすべての権限を与えなければならない。

3. 会員の届出

会員は、別に定めるところにより遅滞なく○○工事災害防止協議会事務局に入会の届け出をしなければならない。

4. 役 員

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名（作業所長）
- (2) 副会長 若干名（会員の中から互選により選出する。）
- (3) 幹事若干名（会員の中から互選により選出する。）

5. 特別会員

協議会は、発注者及び設計管理者を本人の承諾を得て特別会員とすることができる。

III 運 営

1. 会議の開催

(1) 本会議

本会議は、定例会議及び臨時会議とする。

イ 定例会議は毎月第 週の 曜日に開催する。

ロ 臨時会議は、会長が必要と認めるとき招集する。

(2) 本会議の議事

本会議では、次の事項を協議する。

- イ 会議及び役員会の協議事項の周知徹底の方法
- ロ 作業間の連絡及び調整に関する事項
- ハ 作業内の巡視に関する事項
- ニ 労働安全衛生規則「特別規則」第635～第642条の2に掲げる事項
- ニ 安全衛生に関する諸行事に関する事項
- ヘ その他の労働災害防止に関する事項

(3) 役員会

会長は、次の事項につき、緊急時その他本会議によることが困難と認めた場合に役員を招集し、役員会の協議をもって本会議の協議にかえることができる。

- イ Ⅲ運営の(2)本会議の議事のロ及びハの事項
- ロ その他緊急やむをえざる事項

(4) 分会の設置

協議会は、必要に応じ分会を設けることができる。

2. 職務

(1) 会長

会長は、協議会を代表し、本会議及び役員会の運営に当たる。

(2) 副会長

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(3) 会員

会員は、協議会に参加するとともに、会議で協議された事項につき、各自の関係労働者に周知徹底させる。

3. 事務

(1) 事務処理

協議会の事務は、〇〇建設株式会社が処理する。

(2) 議事録の作成と保存

会議は、議事録を作成し、〇〇工事災害防止協議会がこれを保存する。工事終了後は〇〇建設株式会社に移管するものとする。

附 則

1. この規約は、平成 年 月 日から実施する。

災害防止協議会開催記録（例）

開催日時 平成 年 月 日 曜日 時 分	統括安全衛生責任者	作業所係員（印）	記録
開催場所			

議 題	協 議 記 事 及 び 決 定 事 項		
1. 所長挨拶			
2. 今回の工程と安全管理			
工程による説明（別紙）			
月間重点管理目標			
	週 間 管 理 目 標	予 想 さ れ る 災 害	災 害 防 止 対 策
週間管理目標 1週			
〃 2週			
〃 3週			
〃 4週			
3. 前回の反省（仮設設備、作業手順、作業行動、その他）			
4. パトロールの結果（別紙）	（改善、要望、提案等に付いては関係下請業者の自主安全パトロール結果を参考にする。）		
5. 通信、連絡事項（別紙）			
6. その他			
次回開催日	年	月	日 時
今月の欠席業者名及び開催記録内容の通知日			
欠席業者名及び責任者氏名			
開催記録内容の通知日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日

元方事業者による建設現場安全管理指針

1. 建設現場における安全管理

<p>1. 安全衛生管理計画の作成 ①安全衛生管理の基本方針・目標・労働災害防止対策を樹立する。 ②共同企業体においては、構成事業者が連携のうえ作成し、委員会等で審査する。</p>	<p>[店社で作成した年間計画書及びこれを基本として、請負った工事に関する計画書を作成し、元方事業者の承認を受ける]</p>
<p>2. 過度の重層請負の改善 過度の重層請負は、作業間の連絡調整及び元方の指導が徹底しにくいくことや労働災害の防止の為に経費が確保されにくくなるなど問題を生じやすいことから、店社社内基準に即り、下記事項の周知徹底を図る。 ①事業者責任を遂行出来ない者・単純労働の労務提供のみを行う者・実際の管理や施工に携わらない者など不良・不適當な業者を使わない。 ②一括下請負を禁止すること。</p>	<p>過度の重層請負の改善 関係請負人は、労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない単純労働の労務提供のみを行う事業者等にその仕事の一部を請負わせないと。また、仕事の全部を一括して請負わせないこと。</p>
<p>3. 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等 ①請負契約において、労働災害防止対策の実施者及び経費の負担を明示する。 ②請負代金内訳に明示する経費 (例) 防網(墜落・飛来)・安全帯の親綱設置費、車両系建設機械による接触防止の誘導員の配置、安全大会・講習会等の参加費など</p>	<p>請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化 関係請負人は、その仕事の一部を別の請負人に請け負わせる場合には、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確にすること。</p>
<p>4. 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等 ①関係請負人の把握(名称、請負内容、安全衛生責任者、安全衛生推進者他) ②労働者の把握(人員・免許・資格) ③安全衛生責任者の駐在状況の把握(作業日毎) ④特定機械整備の把握(定期自主検査・作業開始前点検) 以上の①～④を把握する為、関係請負人に「労務・安全に関する管理書類」を提出させる。</p>	<p>関係請負人及び労働者に係る事項等元方事業者への通知 ①名称、請負内容、安全衛生責任者・安全衛生推進者の選任の有無と氏名の通知 ②作業に着手する前に労働者数及び免許・資格の有無を把握し通知する。 ③現場へ持込む機械・設備を事前に通知する。 上記を全連統一様式により元方事業者へ提出する。</p>
<p>5. 作業手順書の作成 ①関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した手順書を作成するよう指導する。 ②危険作業・重点危険作業・有害性の高い作業は必ず作成させ、労働者がその通り容易に作業出来るものとすると指導する。</p>	<p>作業手順書の作成 労働災害防止に配慮した作業手順書を作り、作業関係者への周知と活用を徹底する。</p>
<p>6. 協議組織の設置・運営 ①毎月1回以上の開催 ②元方(統責・元管・現場社員・店社安全衛生管理者又は工事・安全の責任者)、関係請負人(工事安全の責任者・経営幹部、安全衛生推進者、安全衛生責任者)で協議組織を構成する。 ③協議事項 (1)安全衛生管理の基本方針・目標・災害防止対策 (2)月間・週間工程 (3)機械設備の配置計画 (4)車両系建設機械の作業方法 (5)移動式クレーンの作業方法 (6)危険及び健康障害防止のための対策 (7)安全衛生に関する規定 (8)安全衛生教育の実施計画 (9)クレーンの合図の統一等 (10)事故現場等の標識の統一等 (11)有機溶剤等の容器の集積箇所の統一等 (12)警報の統一等 (13)避難等の訓練の実施方法の統一等 (14)労働災害の原因及び再発防止対策 (15)監督からの指導事項に対する危険防止と健康障害防止 (16)元方事業者の巡視結果に基づく危険防止又は健康障害防止 (17)その他労働者の危険又は健康障害防止 ④協議組織の構成員、協議事項、開催の頻度を定めた規約を作成する。 ⑤会議の重要な事項を記録し、関係請負人に配布する。 ⑥会議の結果、重要な事項は朝礼等を通し労働者に周知する。</p>	<p>協議組織への参加 ①安全衛生責任者又はこれに準ずる者を毎回参加させる。 ②重要な工程の着手時期、その他必要な時は店社の職員を参加させる。 協議結果への周知 会議の結果で重要な事項を労働者へ周知する。</p>
<p>7. 作業間の連絡調整 安全施工サイクル活動時に混在作業による労働災害を防止する為、関係請負人の安全衛生責任者と次の事項について連絡調整をする。 ①車両系建設機械・移動式クレーンによる作業の作業計画 ②機械設備の配置計画 ③作業場所巡視の結果 ④作業の方法と具体的な労働災害防止対策</p>	<p>作業間の連絡及び調整事項の実施の管理 関係請負人は安全衛生責任者に統責者から受けた連絡事項を関係者に周知し、確實に行わせる。 [関係者には、自社の労働者及び再下請負人を含む]</p>

車両系建設機械

作業計画・指示書

(労働安全衛生規則第155条に基づき)

元方確認	作成者

工事名

作業所

〇〇建設株式会社 協力会社 () 平成 年 月 日

1. 作業計画 (この欄は元請担当者が記入)

(1) 平成 年 月 日 [] の作業 元請担当者名 []

作業番号 [] ① [] ② [] ③ []

タイムスケジュール (作業番号で記入)	6	8	10	12	14	16	18	20	22

(2) 作業内容

作業番号	①	②	③
運搬材料			
地盤強度	<input type="checkbox"/> 堅固 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 軟弱	<input type="checkbox"/> 堅固 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 軟弱	<input type="checkbox"/> 堅固 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 軟弱
走路面の養生 (補強・不陸補正)	(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
走路面の養生 (汚れ防止)	(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
立入禁止措置	<input type="checkbox"/> パー <input type="checkbox"/> カラーコーン <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> ハリケード <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 監視員 種類 能力	<input type="checkbox"/> パー <input type="checkbox"/> カラーコーン <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> ハリケード <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 監視員 種類 能力	<input type="checkbox"/> パー <input type="checkbox"/> カラーコーン <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> ハリケード <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 監視員 種類 能力
機械の種類及び能力等			

2. 作業指示 (この欄は協力会社責任者が記入) ※直営の場合は現場代理人が記入

作業番号	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③	協力会社責任者	安全指示事項 (具体的に)
氏名			
所属会社			
作業責任者			
誘導者			
監視員			
立入禁止措置者			
運転者			

3. 作業上の留意点と確認 (この欄はオペレーターが記入)

項目	確認	サイン
(イ) 車両系建設機械の運行経路・作業の方法を周知したか		資格種別
(ロ) 共同作業者は確認したか		自由意見 (提案)
(ハ) 作業開始前の点検をし、点検表を提出したか		
(ニ) 誘導員・監視員の指名時、合図方法を確認したか		
(ホ) 床面状態を確認し、適切に養成したか		
(ヘ) 立入禁止措置はしたか (特に、他の作業との境界)		
(ト) 傾斜地駐車は歯止めをしたか		
(チ) 離席時はキーを抜き、駐車ブレーキをかけたか		
(リ) 作業装置 (ハケ等) に乗車しなかったか (させなかったか)		
(ヌ) 用途外使用はなかったか。やむを得ない場合の作業計画・指示は		
(ル)		

【書類の流れ】

元請担当者 → ① ② ③ 協力会社責任者 → オペレーター → 元請担当者

2. の作業指示は各作業毎に記入、発行すること

1-(3) 作業場所 (作業番号で記入)

(図面には運行経路を指示すること)
〇〇建設株式会社

< 記入例 >

車両系建設機械 作業計画・指示書

工事名 橋梁下部工事

元請 (丸島建設) 協力会社 (安全建設) 平成 14 年 7 月 1 日

鉄道安衛 責任者	元方安衛 責任者	作成 責任者

1. 作業計画 (この欄は元請担当者が記入)

(1) [平成 14 年 7 月 2 日] の作業 元請担当者名 三浦孝一

作業番号 [作業名] ① [築島掘削] ② [土砂棄置場] ③ []

タイムスケジュール (作業番号で記入)

6	8	10	12	14	16	18	20
	①	②	②	①	②		

(2) 作業内容

作業番号	①	②	③
運搬材料	土砂	土砂	
地盤強度	■堅固 □軟弱	■堅固 □普通 □軟弱	□堅固 □普通 □軟弱
走路面の養生 (補強・不陸補正)	()	()	()
走路面の養生 (汚孔防止)	()	()	()
立入禁止措置	種類 能力	種類 能力	種類 能力
機械の種類及び能力等	バックホー 0.7m ³	バックホー 0.7m ³	バックホー 0.7m ³

2. 作業指示 (この欄は協力会社責任者が記入) ※運搬の場合は現場代理人が記入

作業番号 ① ② ③ 協力会社責任者 松澤義雄 安全指示事項 (具体的に)

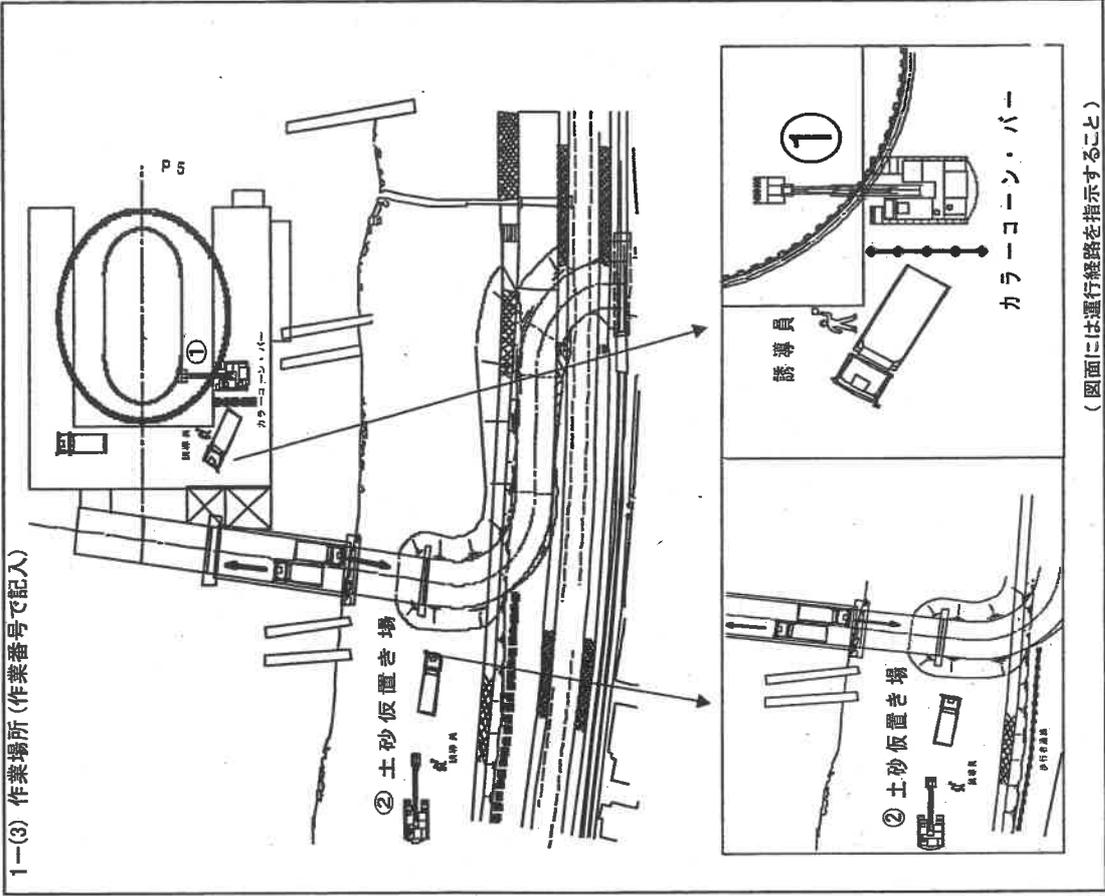
氏名	松澤義雄	所属会社	安全建設
作業責任者	中島博		
誘導者			
監視員			
立入禁止措置者			
運転者	大村良		

誘導者と運転者は事前に
合図の調整をしておくこと

3. 作業上の留意点と確認 (この欄はオペレーターが記入)

項目	確認	運転者	サイン	大村良
(イ) 車両系建設機械の運行経路・作業の方法を周知したか	○	○	資格種別	準面系(整地等)抜擢
(ロ) 共同作業者は確認したか	○	○		自由(風景(提案))
(ハ) 作業開始前の点検をし、点検表を提出したか	○	○		
(ニ) 誘導員・監視員の指名時、合図方法を確認したか	○	○		
(ホ) 床面状態を確認し、適切に養成したか	○	○		
(ヘ) 立入禁止措置をしたか(特に、他の作業との境界)	○	○		
(ト) 傾斜地駐車は適上めをしたか	○	○		
(チ) 離席時はキーを抜き、駐車ブレーキをかけたか	○	○		
(リ) 作業装置(バック等)に異変しなかったか(なぜなかったか)	○	○		
(ル) 用途外使用はなかったか。やむを得ない場合の作業計画・指示は	○	○		

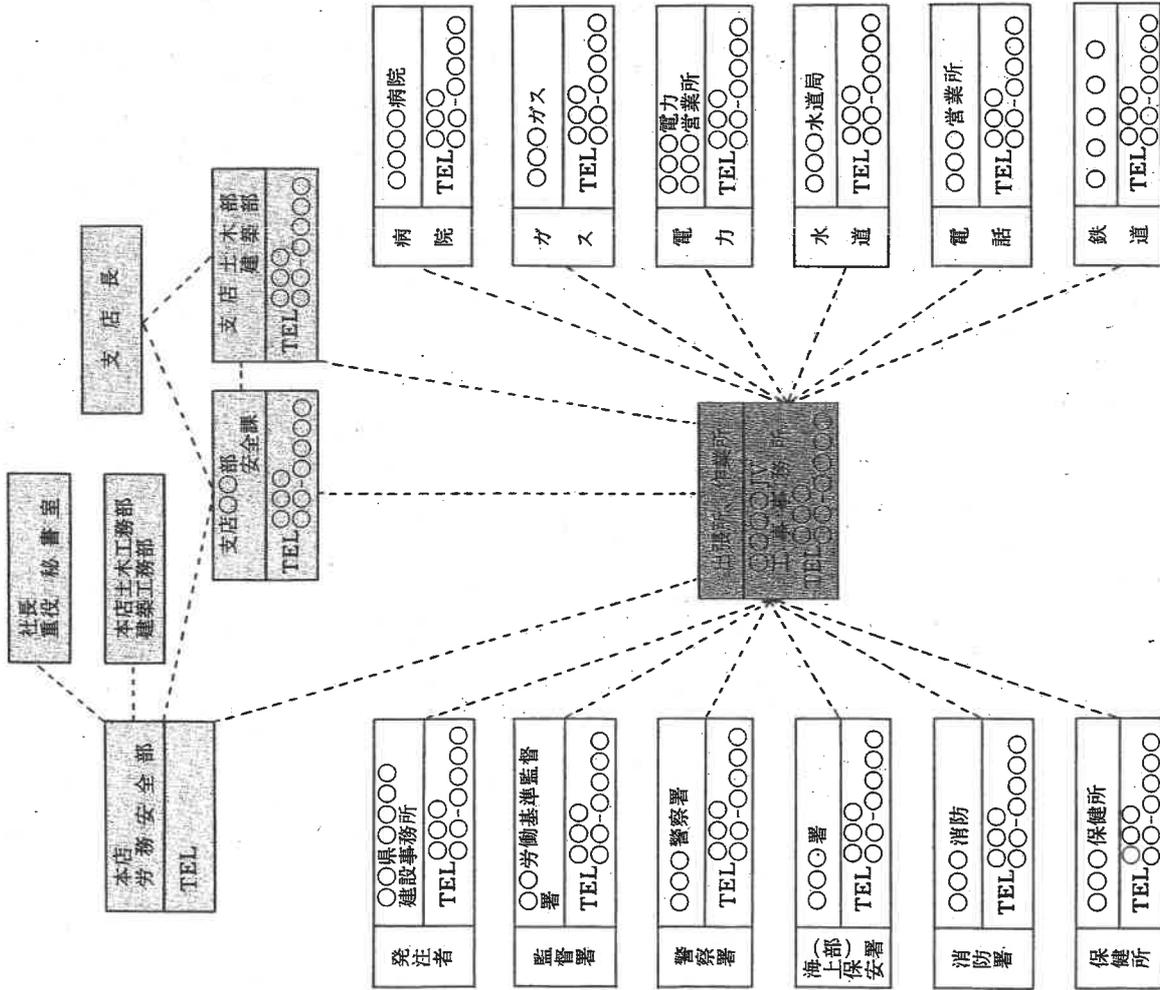
仮設通路からダンプの
転落危険があるので
ロープ等で路肩表示
をした方が望ましい



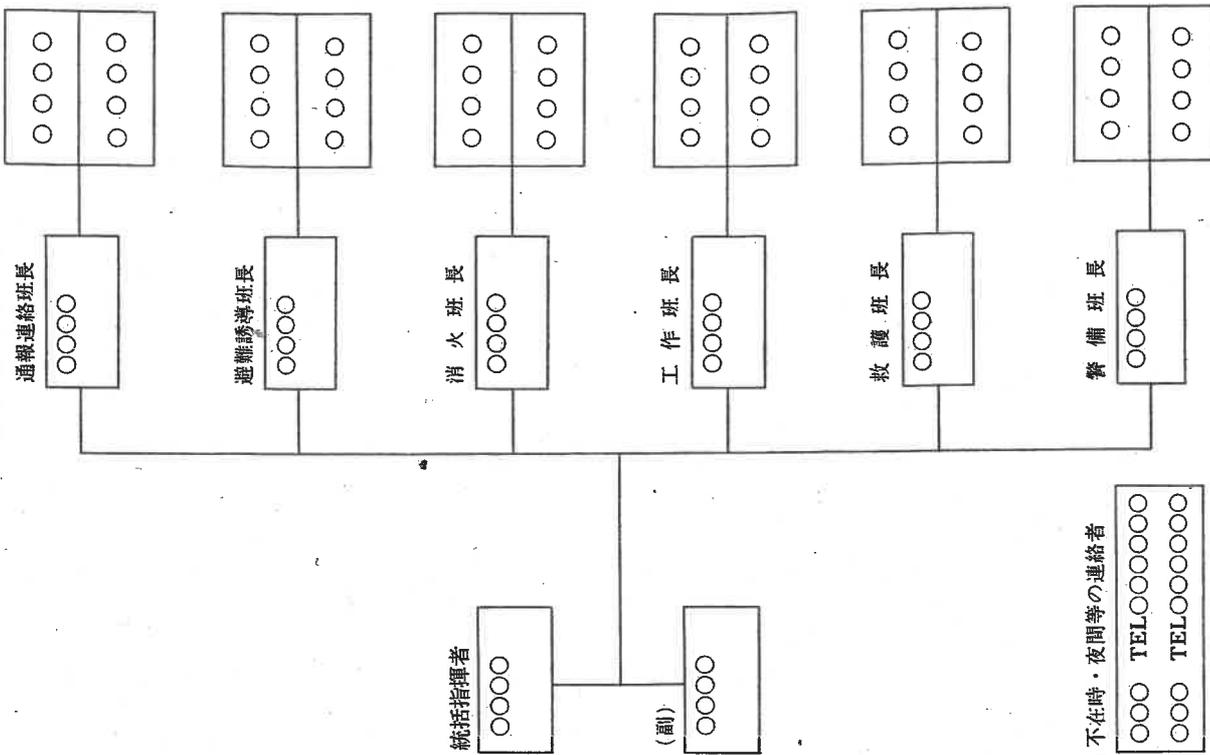
【書類の流れ】
元請担当者 → ① ② ③ 協力会社責任者 → オペレーター → 元請担当者
2. の作業指示は各作業毎に記入、発行すること

緊急時連絡系統及び緊急時連絡体制の例

緊急時連絡系統 (例)



緊急時連絡体制 (例)



(注) (1) 発注者並びに監督署の直接担当者(官)に対する休祭日及び夜間時の連絡先を調べておくこと。
 (2) 病院は現場が指定した病院のほかに万一に備えて2~3カ所の予備を調べておくこと。

